

# 平成24年第 1 回伊仙町議会臨時会

第 1 日

平成24年 1 月11日



平成24年第1回伊仙町議会臨時会議事日程（第1号）

平成24年1月11日（水曜日） 午後1時24分開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 各常任委員の選任について（任期：平成24年2月3日～平成26年2月2日）

○日程第4 議会運営委員の選任について（任期：平成24年2月3日～平成26年2月2日）

○日程第5 議案第1号 普通財産無償貸付契約（質疑～討論～採決）

○日程第6 議案第2号 伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部改正（質疑～討論～採決）

○日程第7 議案第3号 平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）（質疑～討論～採決）

○日程第8 議案第4号 平成23年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（質疑～討論～採決）

○追加日程第1 議案第5号 伊仙町長等の給与の特例に関する条例の制定

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	永田 誠君	2番	福留 達也君
3番	前 徹志君	4番	佐藤 隆志君
5番	明石 秀雄君	6番	樺山 一君
7番	永岡 良一君	8番	清水 喜玖男君
9番	伊藤 一弘君	10番	杉並 廣規君
11番	琉 理人君	13番	美島 盛秀君
14番	常 隆之君		

1. 欠席議員（1名）

12番 上木 勲君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 柊山 正二君                      事務局書記 佐平 勝秀君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明君	副町長	中野 幸次君
総務課長	稲 隆仁君	企画課長	牧 徳久君
税務課長	池田 俊博君	町民生活課長	鶴 永宏造君
保健福祉課長	松田 一郎君	経済課長	樺山 誠君
建設課長	中熊 俊也君	耕地課長	大山 秀光君
環境課長	益 一男君	水道課長	芳田 勇人君
選管書記長	佐平 浩則君	農委事務局長	仲 武美君
教育長	茂岡 勲君	教委総務課長	窪田 良治君
社会教育課長	當 吉郎君	学給センター所長	平山 栄文君
ほーらい館長	四本 延宏君		

※選管書記長は、総務課長補佐兼務

議会中継班（総括 情報戦略室長 関 政樹君）

（終日）関 政樹君・稲田大輝君・上木雄太君

△開 会（開議） 午後 1時24分

○議長（常 隆之君）

ただいまから平成24年第1回伊仙町議会臨時会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（常 隆之君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、前 徹志君、佐藤隆志君、予備署名議員として明石秀雄君、樺山 一君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（常 隆之君）

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本臨時会は、会期を本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

△ 日程第3 各常任委員の選任について

○議長（常 隆之君）

日程第3 各常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいとおもいますが、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、常任委員はお手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

△ 日程第4 議会運営委員の選任について

○議長（常 隆之君）

日程第4 議会運営委員の選任を行います。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によってお手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありま

せんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

#### △ 日程第5 議案第1号 普通財産無償貸付契約

○議長（常 隆之君）

日程第5 普通財産無償貸付契約を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

提案理由の説明の前に、一言お詫びを申し上げたいと思います。

1月8日未明に、伊仙町環境課職員が飲酒運転ということで逮捕されるという事件が起きました。町の公僕として働くべき町職員が、町民の期待を裏切ったということに関しまして、大変残念であります。

そのようなことが起きたということは、町長を筆頭に管理者の責任でございます。

これからも伊仙町がどこにも負けないすばらしい町となるためには、今後決してあつてはならないことだと深く反省し、そしてこれから町職員がこのことを乗り越え、そして2度と起こしてはならないということを肝に銘じ、頑張っていくことを強く指導をしていきます。今回、町民の方々、そして伊仙町議会の方々に、深い失望を与えたことに対しまして、深くお詫びを申し上げたいと思います。

それでは、提案理由の説明をいたします。

平成24年第1回伊仙町議会臨時会に提案いたしました、議案第1号の提案理由の説明をいたします。

議案第1号は、民間資金活用住宅条例の趣旨に賛同した方より申し込みがあり、審査会に諮り同意を得られた件について、普通財産無償貸付契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項、第6号の規定により提案してあります。ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、許可します。

○総務課長（稲 隆仁君）

補足説明をいたします。議案第1号の普通財産無償貸付契約についてでございますけれども、民間資金活用住宅条例のもと、土地の貸し付け申し込みが12月の21日にございました。お示しのとおり土地の表示が伊仙町大字伊仙字西向當2336番の1、同じく2336番の3、2336番の4で、地目につきましては雑種地、面積につきましては2,914m<sup>2</sup>、申し込みの相手方といたしまして鹿児島県大島郡

伊仙町犬田布459番地の前元哲郎氏より申し込みがありました。これをもって、この申し込みをもって12月の27日に審査委員会を開催いたしました。6名の委員によりまして現地調査を行い、そしてさらに協議した結果です。

町有地の活用が図られるということで、結果をもって承認をするということで今回ご提案申し上げた次第であります。

なお、お手元にその形状等、と規模等がお示しであると思っておりますけれども、この中で平面図がございますけれども、中央に道路部分として4m、幅員が4m、延長80m、そして8戸の予定でございますけれども、8戸数のうち6戸を平成23年度中、そして24年度、25年度それぞれ1戸の建築という予定になっております。

なお、3年にわたって建築する関係上、奥のほうから手前に、順番も示してありますけど、1、2、3、4、そして7、8と5、6、7、8と入り口のほうからなっておりますけれども、奥のほうから5、6という形で、入り口に向かって24年度、25年度を建築をするという予定にしておるところであります。

なお、道路を町道認定を行い町道としたときの交付税等、町に交付税としてどれだけの予算があるかということも検討いたしましたけれども、道路につきましてはお示しのとおり幅員4mの延長80mでございます。地方交付税の算定基礎として基準財政需要額を算定するときに、道路の延長及び面積でそれぞれの測定に単位費を掛けて算定されるわけでありまして、それをもって算定した結果、道路の延長につきましては1km当たり単位が21万9,000円となっております。

80mということですので、0.08km、補正件数が1.05掛ける21万9,000円で1万8,396円、なお面積につきましては1km<sup>2</sup>当たりということですので、0.32km<sup>2</sup>掛ける補正係数は1.00であります、に8万2,400円を掛けて2万6,368円、合計4万4,764円が基準財政需要額として交付金の基礎額となっております。

なお、町といたしましては民間の資金活用により住宅建設がなされ、転入者、人口増、町が目指しております人口増にも寄与するものではないかということで、ご推薦いたしているところであります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（常 隆之君）

これから、議案第1号について質疑を行います。

#### ○13番（美島盛秀君）

議案第1号、普通財産無償貸付契約について質疑を行います。

念願の民間資金活用住宅建設土地借地契約申し込みがありまして、やっこの事業がスタートしたのかなという思いをいたしております。そこで今、内容の説明がありましたけれども、交付税算定額が4万4,764円あると、これはずっと永遠続く、あるわけなんですけど、20年間で譲与するということになれば道路が町有地にできなかった場合、これが不可能のになるわけなんですけれども、今後本人が申し出があったりして、町で道路をやってくださいということになれば、私はこの交付

税が毎年4万4,764円入ってくると、そういうことになれば相当な町にとっては財産収入になるということだと思いますけれども、今後そういうことが検討されるのかどうかお伺いをいたします。

○総務課長（稲 隆仁君）

ご指摘のとおり、ご本人から申請があったときにつきましては、町道認定を議会に諮るわけでありますので、そのときには議会に提案し審議してまいりたいと思っております。

○13番（美島盛秀君）

それと、先ほどの図面の1号棟から6号棟までの建築の変更なんですけれども、この7号棟、8号棟、これは来年、再来年ということになりますので、その確約書等は取れて確認ができてるのかどうか伺います。

○総務課長（稲 隆仁君）

お示しの図面につきましては、入り口のほうから1、2、3、4、そして5、6、奥に向かって7、8とありますけれども、現地を確認し、そして継続ということにて確実なる履行をするという意味合いにおいても、奥のほうからやるということはお本人と連絡を取っております。

この議会に確約書があるかということは、まだ本人と電話連絡で取った段階でありまして、今後、書面として残してまいりたいと思います。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

これで質疑を終わります。

これから議案第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、普通財産無償貸付契約については可決することに決定しました。

△ 日程第6 議案第2号 伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部改正

○議長（常 隆之君）

これから議案第2号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第2号について説明いたします。

議案第2号は、老朽化が著しい町営住宅2戸を用途廃止いたしたく、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例であります。ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、これを許可します。

○総務課長（稲 隆仁君）

補足説明をいたします。伊仙町営住宅設置条例及び管理条例の一部を改正する条例でございますけれども、対照表にございますとおり、阿三のカシナトウ団地2戸ございますけれども、12月定例議会におきまして4戸を2戸に改装をいたしたところではありますが、これにつきましては老朽化が著しいため取り壊しという予定にしております。

なお、今回の2戸につきましては一応住民が住居住まれているということでありましたけれども、このたび退去届が出されましたので、残り2棟も老朽化により取り壊す予定としての条例改正であります。よろしく願いいたします。

○議長（常 隆之君）

これから議案第2号について質疑を行います。

○13番（美島盛秀君）

この住宅の跡地利用については、どういうふうには検討をされているのか、犬田布の団地のほうでも整地されておりましたけれども、この建設、住宅を取り壊した後の検討、あるのかどうか伺います。

○総務課長（稲 隆仁君）

取り壊した後はということでもありますけれども、取り壊し整地した段階で、民間資金の活用等含めて住宅の設置に努めてまいりたいと思います。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第7 議案第3号 平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）

△ 日程第8 議案第4号 平成23年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（常 隆之君）

これから議案第3号、平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）から、議案第4号、平成23年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第3号は平成23年度伊仙町一般会計、議案第4号は平成23年度伊仙町国民健康保険特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案してございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば許可します。

○総務課長（稲 隆仁君）

議案第3号、平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）について、補足説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額51億9,396万9,000円に、歳入歳出それぞれ502万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を51億9,899万4,000円とするものであります。

3ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。款の9 地方交付税補正前の額29億3,242万5,000円に200万5,000円を増額補正し、29億3,443万円とするものです。

款14 県支出金 3億7,174万1,000円に、農業経営基盤利子助成補助金 2万円を増額補正し、3億7,176万1,000円とするものです。

同じく款の19 諸収入6,954万9,000円に工作物補償費、これはコシヨネ中里線の道路拡張に伴う補償工事でありますけども、補償費300万円を増額補正し、7,254万9,000円とするものであります。

7ページをお願いいたします。

歳出主なものについてご説明いたします。款の5 農林水産業費、項の2 農地費の目2 担い手育成

畑地帯総合整備事業費 1 億2,218万2,000円に206万円を増額補正し、1 億2,424万2,000円とするものでありますけれども、人夫賃金56万円、重機の借り上げ150万円、農道の整備に使用する経費でございます。

款の7 土木費項の2 の道路橋梁費であります。目の3 道路維持費4,578万円に143万円を増額補正し、4,721万円とするものでありますけれども、重機の借り上げ料93万6,000円、町道の補修材料費49万4,000円の増額補正でございます。

同じく道路の項の5 公園費、目1 の都市公園等統合事業費、義名山公園の整備でありますけれども、予算については組み替え、委託料の執行残を工事費に組み替えてございます。

8 ページをお願いいたします。

款の9 教育費目の9 学校管理費、小学校費でありますけれども3,877万7,000円に100万円増額補正し、3,977万7,000円とするものでありますけれども、阿権小学校の修理費として100万円を計上してございます。

同じく教育費の4 幼稚園費、目4 の幼稚園管理費でございますけれども、3,601万円に300万円を増額補正し、3,901万円とするものでありますけれども、先ほどご説明いたしましたコシヨネ中里線の拡張工事に伴う伊仙小学校、伊仙幼稚園のプールの移転費用、補償工事費として300万円を計上してございます。

以上、歳出総額51億9,396万9,000円に502万5,000円を増額補正し、総額を551億9,899万4,000円とするものであります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

#### ○保健福祉課長（松田一郎君）

議案第4号、平成23年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、補足説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額12億5,671万5,000円に歳入歳出それぞれ294万円を増額し、歳入歳出総額12億5,965万5,000円とするものであります。

5 ページのほうをお願いします。

歳入であります。款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目2 療養給付費等負担金、294万円を増額補正し、2 億5,725万1,000円とするものであります。内容については、療養給付費の負担金であります。

6 ページのほうをお願いいたします。

歳出、款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般保険者療養給付費であります。これは国庫支出金の増額による財源組み替えであります。

款の2 保険給付費、項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金、これは出産一時金294万円を増額補正し、1,554万円とするものであります。この内訳は、1 人当たり42万円の出産一時金でありまして、7 名を今後出産等見込みということで増額補正しました。当初25名でありましたけれども、2 号補正のほうで5 名を追加、30 名としてありましたけれども、出産がふえるということでありまして、

当初見込みとだいぶ増加がありました。実績としまして30件と今回の7件入れて37件が出産一時金ということになります。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（常 隆之君）

これから議案第3号、平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）について、質疑を行います。

○13番（美島盛秀君）

平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）について、質疑をいたします。

ページ8 ページ土木費の教育費、幼稚園費の300万、これはプールの移動ということの説明なんですけれども、どこにどう移動してどれくらいの $m^2$ 数で大きさはどういう規模なのかでございませう。

○教委総務課長（窪田良治君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

教育委員の幼稚園教育費、幼稚園費、補償工事請負費でございませう。先ほど総務課長のほうから説明がございましたけれども、コシヨネ中里線の改良工事に伴って、幼稚園の、道路の改築に伴って幅員が大きくなるため、幼稚園のプールが、ちょっと小さい規模のプールがございませうけれども、これが今拡張工事に伴って、ちょっと撤去しなきゃいけませんので、ちょっと細くなりますけど、細長い感じの小児用プールです。大きなプール、水泳プールではなくて小児用のプールという形で、 $m^2$ でいえば $3m^2$ ぐらい、ちっさい、子供たちが水遊びする程度のものでございませう。

以上です。

○13番（美島盛秀君）

今現在は活用しているわけですか。そしてその後に補修をして、今ある幼稚園の裏にあるプール、あの場所ですよね。

○教委総務課長（窪田良治君）

今、幼稚園の裏側に子供たちの水遊びをするプールがございませうけれども、これが拡張工事に伴って、ちょっと幅員を広げるため、そこかかるんで、その部分を撤去して、東側に寄せて細長いプールをつくるという形です。拡張で広がるもんですから、道路が。その部分で撤去しなきゃいけない、壊さなきゃいけない、そのためにまたもう1回別に小児用プールをつくるということなんです。

○13番（美島盛秀君）

300万も出して改修工事をすると、補修をするということなんですけれども、その300万を効果があるのかどうか。それだけの金額を出すのであれば、ほーらい館のプールを利用して、すぐ近くですから。毎日水遊びをさせるのか。ぜひそういうカリキュラム、幼稚園の。そういう教育の内容の中にやらなければならないというのがあるのかどうか、伺います。

○教委総務課長（窪田良治君）

幼稚園教育の中で水泳をしなければいけないということではないと思いますけれども、やっぱり子供たちの健康管理を考えるという中で、暑さの対策というのも若干あると思いますけれども、またほーらい館の利用っていうのもございませうけれども、ほーらい館の施設を利用するためには、またその借

用料、使用料現れます。若干小児用プールとして使う場合においてはちょっと深さがありますので、そこら辺について子供の安全管理がちょっと考えられるため、やっぱり浅い、30cm、40cmぐらいの水をためて子供たちが水遊びをする程度のものでございますので、そこら辺をまた承知いただきたいと思います。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○5番（明石秀雄君）

6ページをお願いします。

款5に1、12の中で、12の206万円減額をしてるんですが、これは当初で269万円を計上されてると思うんですが、他に途中で補正等があったのかなかったのか。と申しますのは、当初の269万円を計上しておりながら、今になって206万円を減額している。これは本当に、予算の計上したとき本当にちゃんと計算をしたり計画をしたのかどうか、お伺いしたいと思います。

○耕地課長（大山秀光君）

お答えいたします。

当初は確かに206万円ほど計上しております。何号補正かはちょっと今定かではありませんけれども、西目手久の選果場の地下水ポンプの修理のために補正を行っております。その補正分が当初の見積りにより、工事費が修繕費が少なかったもので、この組み替えで重機借り上げ方にまわったところでございます。

○5番（明石秀雄君）

当初は修繕費は項目説明のところ修繕費は100万しか組まれてない。需用費全体として269万。

今回は修繕費だけで206万円、意図的に60万ぐらいしか使ってないと、今当初比で考えるとですよ。やっぱこれ見たところでは、予算の計上が誤りでなかったのかなと私は思ってるんですが、まだ途中で増額補正があったんでこの分をした、ということは他の需用費の分については、例えば水熱消耗品とか食糧費とかいうものは完全に消化されるという見立てでよろしいですか。

○耕地課長（大山秀光君）

おっしゃるとおりでございます。先ほど申しましたように、当初で100万円ほどですけども、需用費全体の中でございますけれども、この補正をいたしまして、先ほど申しましたように地下水ポンプの修理、町全体で地下水ポンプを含めて30カ所ほどございますので、その修繕、当然、補正の計上をしております。

○5番（明石秀雄君）

それからもう一つ、の7ページです。

土木費の公園費のところですよ。これもまた当初では工事管理委託費が設計委託として1,800万計上されております。途中で、補正はなかったですよ。それをお伺いしたい。

○建設課長（中熊俊也君）

ちょっと確認しないとわからないんですけれども。

○議長（常 隆之君）

ここで、しばらく調査のため休憩します。

休憩 午後 1時58分

---

再開 午後 2時06分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

稲総務課長の答弁を求めます。

○総務課長（稲 隆仁君）

お答えいたします。明石議員のご指摘のとおり当初においては1,800万、これは設計委託料として計上してありましたけれども、第1号補正、6月議会におきましての、そのときに今回510万2,000円減額補正してございます。工事管理委託料を800万計上してございます。ご指摘のとおり800万の予算を計上し、今回510万2,000円を減額補正するということは、見積もりに適正さを欠いてたと思われまますので、今後適正な見積もりをし、予算計上をしまいたいと思います。

○5番（明石秀雄君）

ただいまの答えで内容はわかったんですが、今後予算計上においては適正な見積もりをして、適正な予算執行するとともに、予算計上は適正にやっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第4号、平成23年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第4号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、平成23年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決することに決定しました。

#### △ 追加日程第1 議案第5号 伊仙町長等の給与の特例に関する条例の制定

○議長（常 隆之君）

追加議案がありましたので、執行部からの説明をさせます。

○町長（大久保明君）

追加議案の提案理由をいたします。

議案第5号は、臨時職員の不祥事による管理責任に伴う処分についての条例を制定いたしたく、議会の議決を求めるものであります。ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があればこれを許します。

○総務課長（稲 隆仁君）

補足説明をいたします。

冒頭におきまして町長から説明がありましたけれども、職員の不祥事、飲酒によります逮捕ということがありました。それをもって、きのう緊急に職員の全体朝礼を行い訓示をしたところであります。

その後、懲罰委員会を開催いたしまして、やはりそれなりの監督責任及び指導不足があるのではないかということ協議し、今回協議した結果、町長、副町長、総務課長、担当環境課長について給与1カ月の5%を減給するものとするというのが妥当でないかという結果になり、町長、副町長につきましての給与カットに伴う条例の制定でございます。

内容につきましては、町長の給与は特例により既に5%のカットを行っているわけでありましてけれども、さらに5%とうことで合わせて100分の90を乗じていただくとする、それから副町長につきましては5%カット、100分の95を乗じていただくとうことでご提案申し上げております。ご審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（常 隆之君）

これから議案第5号、伊仙町長等の給与の特例に関する条例の制定について質疑を行います。

○13番（美島盛秀君）

伊仙町長等の給与の特例に関する条例についての質疑を行います。

ちなみに、現在の町長の給与、副町長の給与を示してください。

○議長（常 隆之君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時12分

---

再開 午後 2時13分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

稲総務課長の答弁を求めます。

○総務課長（稲 隆仁君）

町長の、並びに副町長の給与ということでありまして、町長の規定額が72万1,000円、これに5%減のカットをしているわけでありまして68万4,950円、副町長につきましては、副町長支給額46万5,000円でございます。

○13番（美島盛秀君）

5%減の68万4,950円ですか。（「現在値」と呼ぶ者あり）これからさらに5%、はい、わかりました。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第5号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第5号について採決します。

お諮りします。

議案第5号について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、伊仙町長等の給与の特例に関する条例の制定については原案のとおり可決することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第1回伊仙町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午後 2時14分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 常 隆 之

伊仙町議会議員 前 徹 志

伊仙町議会議員 佐 藤 隆 志

